

平成29年

第6回国立市農業
委員会総会議事録

国立市農業委員会

平成29年第6回国立市農業委員会総会日程

1. 日 時 平成29年6月21日 午前10時開会
午前11時45分閉会

2. 場 所 国立市役所3階 第二会議室

出席者

- | | | |
|-----------|----------|----------|
| 1. 石井 伸之 | 2. 遠藤 久 | 3. 北島 薫 |
| 4. 北島 義昭 | 5. 佐藤 英明 | 6. 佐藤 満雄 |
| 7. 澤井 正志 | 8. 杉田 和男 | 9. 田中えり子 |
| 10. 堀江 正明 | | |

事務局

事務局長 三澤 英和 農政係長 高橋 壮一

農政係主事 冷水 英介 嘱託員 奥田 幸子

3. 議事録署名委員の指名

4. 専決処理の報告

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書 1件

5. 議題

(1) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書 1件

6. 協議事項

(1) 稲作体験学習会（田植え）反省

(2) 生産緑地の下限面積を引き下げる条例制定に向けた農業委員会からの意見の提出
について（お願い）

7. 報告事項

(1) 第37回農業後継者顕彰事業における候補者の決定報告

8. そ の 他

【北島（義）会長職務代理】 それでは、定刻になりましたので、6月農業委員会総会を始めます。本日は職務代理の私が司会を務めさせていただきます。不行き届きがあると思いますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。また、先般の13日の田植えですか、皆様のご協力を得て、無事に成功しました。ありがとうございました。本日の議事録署名人は田中委員と堀江委員、よろしくお願いいたします。では、専決処理報告、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について、よろしくお願いいたします。

【事務局長】 専決処理を行いましたので、ご報告を申し上げます。農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書で、届出者、地番、地目、面積、転用の計画、目的、時期、周囲の状況は、ご覧のとおりでございます。

【北島（義）会長職務代理】 ありがとうございます。北島薫さん、説明をお願いします。

【北島（薫）委員】 周囲に与える影響は何もないので、大丈夫だと思います。

【北島（義）会長職務代理】 では次に、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届について、よろしくお願いいたします。

【事務局長】 それでは、5条の届出について説明させていただきます。譲受人、譲渡人、土地の表示、所在地番、地目、面積、転用の計画、周囲の状況はご覧のとおりです。賃貸借関係はございません。説明は以上です。

【北島（義）会長職務代理】 ありがとうございます。佐藤（満）委員お願いします。

【佐藤（満）委員】 別に問題はないかと思います。

【北島（義）会長職務代理】 よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【北島（義）会長職務代理】 それでは、事務局より次お願いします。

【事務局】 2つ目の議案を説明させていただきます。譲受人、譲渡人、土地の所在地番、地目、面積、契約の内容、転用の計画、転用の時期、周囲の状況はご覧のとおりです。賃貸借関係はございません。説明は以上です。

【北島（義）会長職務代理】 これは北島薫さんお願いします。

【北島（薫）委員】 これは今回所有権移転に伴っての地目の変更ということなので、全く問題はありません。

【北島（義）会長職務代理】 よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

続けてお願いします。

【事務局長】 譲受人、譲渡人、土地の所在地番、地目、面積、契約の内容、転用の計画、周囲の状況はご覧のとおりでございます。賃貸借関係はございません。説明は以上です。

【北島（義）会長職務代理】 ありがとうございます。これは杉田さんお願いします。

【杉田委員】 現況、更地になっていて、問題はないと思います。

【北島（義）会長職務代理】 よろしいでしょうか。続けてお願いします。

【事務局長】 譲受人、譲渡人、土地所在地番、地目、面積、契約の内容、転用の計画、転用の時期、周囲の状況はご覧のとおりでございます。賃貸借関係はございません。以上です。

【北島（義）会長職務代理】 ありがとうございます。これも北島委員ですね。

【北島（薫）委員】 こちらは現況はもう更地になっております。

【北島（義）会長職務代理】 よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

続きまして、協議事項の稲作体験学習会の田植えの反省について、よろしくお願ひします。

【事務局】 平成29年度稲作体験学習会田植え反省といたしまして、教育指導支援課と委員の皆様へ反省点、気づいた点のご意見を頂きましたものを集約させて頂きました。教育委員会より本年度の田植えは好天に恵まれ、駐車場の動線確保などが事前に周知されまして、大成功で終わりましたというお礼がございましたので、ご報告を申し上げます。反省点が幾つかございます。児童がセレモニー前に毎年裸足になっていたのを、今年はセレモニー前に裸足になっておらず、そこで1時限目がもたつき、2時限目に3校の予定が4校入って、なかなか苦戦しました。委員の皆様へ機転をきかせて頂いたお蔭で遅れが解消され、最終時刻の12時には終了できたということで、お礼がありました。

今回のように、何が原因で遅くなるかわかりませんので、現在、畝間メジャーが3本、同時並行用に用意されているのですが、あと2本位予備があると、今回のように4校入る、もしくはメジャーの故障という時にも対応できるとのご意見をいただきました。それから、道路から水田に入るアプローチについて、また、水田南側畝の補強について、体験水田自体の構造に関するご心配というか、工事の必要性についてご助言をいただきましたので、掲載いたしました。その他、児童の中に対応が必要な特別支援学級の児童がいたことが、事務局のほうにも周知されておらず、先生の側で指導するということだと思うのですが、委員、協力員も知っていれば何か適切な対応ができたという意見を頂きました。

【北島（義）会長職務代理】 ありがとうございます。他に何か気がついたところがあったら、教えて下さい。

【佐藤（満）委員】 前回、4月まで用水委員をしまして、坂下・下谷保の方々から水が足りないという苦情が来ていましたので、農家の田植えが終わってから体験水田の田植えができるような状態にしていけば、少しは水の問題が解決するのではないかと思いますのでご検討頂きたいと思ひます。それと、次期からは、経験者がより一層少なくなりますので、この辺の考慮もお願いしたいと思ひます。人員だけではなく、使用する機械を持っている人がいなくなり、持っている人から借りなければならなくなりますので、その手配も必要になってくるのではないかと思います。以上です。

【北島（義）会長職務代理】 ありがとうございます。田植えの時期をずらすことは可能なのでしょうか。

【事務局】 教育委員会との調整も必要な事項ですので、この場で可能かどうかとは言えないのですが、調整してみたいと思ひます。

【北島（義）会長職務代理】 6月20日過ぎに植えてもらえれば、下谷保地区は大体終わっています。

【佐藤（満）委員】 昨日も水が足りないという苦情を頂いて、用水委員が動いてみたいと思ひます。

【北島（義）会長職務代理】 それから、機械所有者や田植えの経験者が次期委員さんになると大分少なくなってきました。協力委員も含め、経験者に声かけをして、手伝ってもらうような形にしてい

ないと、やっていけないのかなと思います。全然やったことがない人が行っても、難しい気がします。

【北島（薫）委員】 先ほどの田植えの時期なのですが、この前、苗取りのときに、教育委員会の指導課長と話をしたのですが、日光移動教室を6月上旬に実施する関係上、稲作体験学習会を現在の日程で行っているとのことでした。逆に6月の末に遅らせることによって、忙しさがなくなるので、非常にやりやすいという話でした。来年度検討して頂けるのであれば、検討していただきたいという申し出をしておきましたので多分、大丈夫かと思います。

【北島（義）会長職務代理】 ほかにございますか。

【佐藤（英）委員】 この記載されている意見の中で、教育委員会から出たというものはあるのでしょうか。あくまでもこれは当委員会委員と、事務局の意見だけでしょうか。

【事務局】 セレモニー時の誘導が遅くなったことへのお詫びを頂きました。また、1校時目がセレモニーと田植えのセットになっていますので、2校時目を10時10分からにして頂けないかというようご意見も頂きました。本件は来年の検討課題になるかと思います。

【佐藤（英）委員】 ありがとうございます。ここでメンバーが代わって、次の方にこれをいきなり提示しても、理解不能になってしまいますので、簡単にできること、例えばセレモニーの時間を短縮するかどうかとか、またハード面の事がありますよね、滑りやすい箇所への階段設置をするのか、これらにつきましては時間をかけて検討して、担当課として予算要求して頂き、整備して欲しいと願います。水路の反対側を歩けるようにするのか。子どもが怪我してしまったら、事業自体の存続が危うくなってしまいますのと、これは国立市の土地ですから、恐らく、今後10年20年じゃなく、もっと続いていくものだと思います。お金をかけて、きれいに整備をする、そういった考えで、今この中で書いてあるものの中ですぐできるものと将来的にこうしていこうというものと、それで分けて次に引き継いでいっていただけたらと、そういうふうに考えます。以上です。

【北島（義）会長職務代理】 ありがとうございます。稲作体験学習会は他によろしいでしょうか。

では、次の協議事項に移らせていただきます。生産緑地の下限面積を引き下げる条例の制定に向けた農業委員会からの意見の提出について。よろしく申し上げます。

【事務局】 それでは、事務局より、説明させていただきます。資料は11ページ目をおめくりください。生産緑地の下限面積を引き下げる条例制定に向けた農業委員会からの意見の提出について、ということと、各区市における生産緑地法改正に関する説明会の開催についての依頼が東京都農業会議より来ております。まずは、1件目、意見の提出について説明させていただきます。皆様ご承知おきのことかと思われませんが、このたび、生産緑地法が改正され、区市町村の条例により下限面積要件が300平米まで引き下げることができることとなりました。こちらをもって市のほうでも条例改正に向けて今現在、都市計画課のほうで動いております。別冊の資料1をご覧くださいと思います。現在、都市計画課のほうでこの条例の制定について粗々ではございますが、予定のほうを組んでおります。こちらのスケジュールをもとに、条例制定のほうも進めていくということです。併せまして、東京都農業会議の方から農業委員会からの意見の提出について依頼が来ております。資料1のほうにお示しのとおり、市の方では動いていく予定ですが、このように東京都農業会議から依頼がございますので、国立市農業委員会として意見の提出を行うかについてご意見、ご協議いただければと考えております。また資料13ページ目、おめくりいただけますでしょうか。説明会の開催についてです。生産緑地法が改正され、下限面積要件の緩和と併せ、特定生産緑地指定や道連れ解除の要件緩和等の整備がなされていく予定です。このような生産緑地法改正による一連の流れについて農業者に対して

説明会を開催するかどうかということですが、東京都農業会議から依頼文を頂いております。また、国土交通省の担当者、あるいはJAとも協力して開催していただきたいとの事です。周知期間を設けていただきたいということですが、このような説明会を開催するかという点についてもご協議頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

【北島（義）会長職務代理】 ありがとうございます。こちらの説明会は農家に周知するためにもやって頂いた方がよろしいと思うのですが、どうでしょうか。

【北島（薫）委員】 こちらの主催者について、各区市都市農政推進協議会があるかと思うのですが、そこがやればいいのかと思います。農業委員会が主催するということではなくて。せっかくある組織ですから。

【北島（義）会長職務代理】 農協のほうですよ。都市農政推進協議会。

【佐藤（英）委員】 そうです。事前にわかっていたらJAと調整して、管内近隣市は、どこが主催するのか確認できました。それはJAがやるのか、確認してみます。いずれにしろ、ぜひやる方向で検討した方が良くと思います。

【北島（薫）委員】 もし、農業委員会でやるのだったら、新しいメンバーで顔見せも兼ねてやるという方法もあるかと思います。

【北島（義）会長職務代理】 あと意見書の提出ですか。

【事務局】 先ほど申し上げましたとおり、市の都市計画課のほうで下限面積要件の緩和に関する条例制定についてお示しのスケジュールのとおり動く予定です。先回の総会でご意見をいただきましたので、こちらをお示しさせていただきましたが、平成30年1月1日の条例施行をめどに進めるということ。先回の総会でご指摘がありましたとおり、来年度の生産緑地の追加指定には間に合うようなスケジュール感でできるのかどうかや面積要件の緩和や道連れ解除の要件の緩和についてどう考えていくのかというご意見をいただきましたが、この2件についてもお示しした資料も含めての対応となります。来年度の追加指定には間に合うだろうということ、あわせて道連れ解除につきましても、指定基準に盛り込むような改正を行うことで、要件緩和できるだろうということです。このような予定もあるということで、ご回答をいただいておりますので、それを加味して、農業委員会として市に対して意見提出を行うかどうかということをご協議いただければと思います。併せまして資料1にありますとおり、9月ごろ、市から農業委員会への意見照会を行う予定であるとのことですので、提出を行う場合はそれに先んじて、行う形になるかと思います。

【北島（義）会長職務代理】 こちらは農業委員会から市に意見の提出をしないと、できないことですよ。

【事務局】 都市計画課のほうでは、もう自主的といいますか、制定に向けて動き始めているということですので、意見提出のいかに問わず、このようなスケジュールで進めていくということです。

【北島（薫）委員】 1個質問、よろしいですか。いつも生産緑地の追加の案内というのは、7月ごろにやられているかなと思うのですが、このあれでいくと、国立市条例案が8月ということで、それも固まっていないうちに、追加申請の受け付けというのはできるのかと思います。本当なら逆に言えば、追加申請が現行は早過ぎるので、10月とか11月でも良いのではないかと思います。追加申請の時期を考えたほうが良いのではないのでしょうか。

【事務局】 こちらのスケジュール案ですが、6月下旬に東京都よりの条例の案をご提示いただけるということで、それに合わせて市のほうの条例制定を進めていくということです。本年度の追加指定

については、スケジュール的に厳しいところですので、来年度以降の追加指定には間に合うかというところでは、スケジュール的に厳しいところですので、来年度以降の追加指定には間に合うかというところでは、

【北島（薫）委員】 前回出たのは、今年度でできないのかという意見だったと思いますが、来年に向けてという話なのでしょうか。

【事務局】 はい、来年度に向けてということでございます。

【北島（薫）委員】 では、今年追加指定をしたいという人へは、何の対処もないのですか。

【北島（義）会長職務代理】 その問題もありますし、道連れ解除の問題もあります。

【北島（薫）委員】 大まかな改正、法律ができて、それを施行するというのが、1年も遅れるというのは、スピード感がないのではないかと思います。

【佐藤（英）委員】 都市計画課でやって頂けるとしても、一応農業委員会としては、是非お願いしたい、早くお願いしたいという文書を出した方がよろしいのではないですか。

【北島（義）会長職務代理】 意見書を出さないといけませんね。

【佐藤（英）委員】 はい。何もしないというのは、存在価値がないです。

【北島（義）会長職務代理】 そうですね。では、農業委員会としてこの意見の提出を行うということでは、農業委員会としてこの意見の提出を行うということでは、

【事務局】 決をとっていただく前に、事務局からお話しさせていただきたいのが、道連れ解除のお話があったかと思えます。パンフレットでいきますと、1ページの2、一団性要件の運用緩和ということになるかと思えますが、この一団性要件、現行ですと、なかなか道連れ解除が防げない状況になっております。ですが、ここで都市計画運用指針の改正になりましたので、それにならば、市の生産緑地地区指定基準も改定すれば、その一団性の緩和が図られるということのようですので、今回、東京都農業会議からいただいています意見の文案の中には、そういった一団性運用の緩和に関する部分が入っていないようですので、やはり入れる必要があるのではないかと考えています。ですので、ここで決をとっていただく際には、この文書で行きますということですので、入れられませんが、あとは事務局で案文に入れさせていただくことも可能だというような決をとっていただければ、事務局で案文をつくりまして、あと会長にご一任ということだけでいただければ、そのような形で手配をさせていただきたいと思えます。それから、この要望の中には、宅地介在農地の件につきましても、やはり生産緑地地区指定基準を改正することが必要ですので、あわせて盛り込めれば、いろいろな形で制度が改正されたものが農家さんに恩恵が行くことになるので、その辺も入れさせていただくような格好で、調整できればというふうに考えております。以上です。

【石井委員】 そうしますと、この農家レストランとか、農産物の直売所など、それについても意見書の中に盛り込んだ方が農業委員会としてよりよい意見書になるのではないかとと思うのですが、いかがですか。

【事務局】 この中には、条例制定や生産緑地地区指定基準の改定が必要なしに、もう即適用されるというものが幾つか混在しているようですので、それを整理させていただいて、市の対応が必要なものについては、可能な限り入れていくというようなことで、調整させていただければと思えます。

【石井委員】 ありがとうございます。わかりました。済みません、細かいところで1つ質問なのですが、2番の「一団性要件の運用緩和」ってあるんですが、この中で、「近隣の農地」ってあるのですが、この近隣って、何メートル程度とかって何か指針とかはあるんですか。

【事務局】 こちらの近隣についてですが、資料3の都市計画運用指針改正の、5ページをおめくりい

ただければと思います。今まではカラーでお示しさせていただいている部分の上3行ほど、「なお、小規模として取り扱う道路、水路等の幅員規模としては、6m程度が上限であるが、地域の実情に応じ、適宜判断することが望ましい」ということでした。道路を隔てたものについても、一団農地として取り扱うということです。改正後には、一番上のイですが、「同法第3条第1項の『一団のもの区域』としては、原則、物理的に一体的な地形的まとまりを有している農地等の区域であり、道路、水路等が介在している場合であっても、それらが小規模なもので、かつ、これらの道路、水路等及び農地等が物理的に一体性を有していると認められるものであれば、一団の農地等として取り扱うことが可能である。物理的な一体性を有していない場合であっても、一団の農地等として生産緑地地区を定めることが可能である。」との記載がありますので、そのように取り扱いを行います。

【石井委員】 ということは、明確に、今までは6メートルというのがあったのですが、明確にその近隣というところにつきましても、新たな条例の中でこれはある程度示すということが必要ということですか。

【事務局】 そちらの部分に関して定めるといのが、まさにこの市の生産緑地地区指定基準の中で見ていくということです。都市計画課として、それをどのようなところまで緩和して認めていくかというところを定める必要がある、というふうに事務局としては解釈しております。

【石井委員】 わかりました。ということは、農業委員会に都市計画としての「近隣」という位置づけについて、意見を求められる可能性もあるということですよ。

【事務局】 はい。その通りでございます。

【石井委員】 ありがとうございます。

【佐藤（英）委員】 今の所、非常に重要な所です。こっちは認められたのに、こっちはだめなのかというパターンが出てきた時が一番怖い所です。どこまでが近隣なのかというのをはっきり示す線引きをする必要があるのではないかと思います。

【北島（義）会長職務代理】 そうですね、その辺が曖昧だと問題が起こる可能性があります。

【佐藤（英）委員】 知らない方が、知っていれば申請したのにかということがあると困ってしまうので、ある程度どのようなケースが考えられるか、実際に市内のそういう300平米ぐらいの農地がどのくらいあって、どのくらい離れているのかというのをよく見て、基準をつくった方がいいかと思えます。

【北島（義）会長職務代理】 そうですね。どうでしょうか。

【事務局】 その「地域の実情に応じ」というのは、都市計画運用指針にあるとおり、また今佐藤委員がおっしゃったとおり、現状でその道連れ解除の可能性がありそうなところを洗い出した上で、それがどのような配置になっているのかという判断は、必要になってくると思えます。

例えば、同じ、何メートルと定めたときに、高速道路の向こうとこっち側で離れたものを一団とみなすのか、という点に関しては、議論しなくてはいけない部分だと思いますので、その議論の基礎となるのは、やはり現状で道連れ解除になる可能性があるのは、どういうものなのか、という部分になるかと思えます。そういった点、都市計画課に要望を上げていくような形で、調整をするのがよろしいかなと事務局では考えています。

【北島（薫）委員】 難しいですね。

【北島（義）会長職務代理】 難しいですね。

【北島（薫）委員】 1つの考えとして、今は平面の一団として考えるということなのですけども、

営農している単位で考えると、どう解釈するのかと思います。今まで500平米以下だから、営農していても、そこは宅地化農地でやっていた。今回の改正で条件が整っている農地は、生産緑地への追加指定を待っている。400平米の農地所有者等、そういう人はこの営農集団として1つということで、認めるという案もあるのかなという気がします。

【佐藤（英）委員】 今申し上げた現状の洗い出しをしていると、数か月かかってしまうので、とりあえず、この下限面積を300平米になったという文書を出して、その隣接地も現状を把握しながら、検討をいただきたいと、そういう主旨の文書を出してしまうというのも、1つの手かなと思います。

【北島（義）会長職務代理】 意見書だけ出すような形で、いかがでしょうか。

【事務局】 はい、そうしましたら、ちょうど時期的に期がわりになりますので、期がかわる前を期限として、事務局でまとめさせていただき、会長にご了解をいただいた上で、提出するというような形で、ご了解いただければ、そのように動きたいと思います。

【北島（義）会長職務代理】 どうでしょう、皆さん。意見書の提出、賛同頂けましたでしょうか。

（「はい」の声あり）

【北島（義）会長職務代理】 ではすみません、よろしくお願ひします。続きまして、報告事項に移りたいと思います。第37回農業後継者顕彰における候補者の決定報告についてお願ひします。

【事務局】 事務局です。お願ひいたします。第37回農業後継者顕彰事業に推薦を頂きましたA氏にお引き受けをいただきまして、今申請に向けて書類作成等を進めております。以上です。

【北島（義）会長職務代理】 ありがとうございます。その他、何かありますでしょうか。

【事務局】 先ほどの協議事項と、重複するところがございますが、宅地介在農地に関する今の協議の進捗状況ですが、資料3にお示しさせていただいたとおり、都市計画運用指針が改正されまして、宅地介在農地等につきましても、今後積極的に指定していくようにという方針が打ち出されました。都市計画課、また課税課に情報提供させていただきまして、このような指針に沿った形で今後制度の改正等に向けても検討していくということで、話がまとまりましたので、その旨、ご報告させていただきます。その意見書の提出等も含めまして、農業委員会の審議内容で対応させていただきたいと考えておりますので、情報提供ということでさせていただきたいと思います。以上です。

【北島（義）会長職務代理】 ありがとうございます。その他事項をお願ひします。

【事務局】 第57回企業的農業経営顕彰の事業推薦者につきまして、先月ご推薦をいただきましたB氏に明日ご挨拶に伺います。

【北島（義）会長職務代理】 あと何かありますでしょうか。では、終わらせてもらってよろしいでしょうか。どうも3年間、ありがとうございました。

【全員】 ありがとうございました。

—了—